

議案第70号

市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月14日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

市川市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。